

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人元気村 行動計画

社会福祉法人元気村の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日 ～ 令和12年7月31日まで

2. 内容

目標① 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を45%以上にする。（女）

〈取組み〉

- 令和7年8月～ 女性管理職のロールモデルを形成するため、新行動計画の周知を法人内広報誌等を活用して行い、活躍する女性を適時紹介する。
- 令和7年10月～ 両立支援制度を周知、利用を促進し、継続的な研修を実施する。

目標② 職員の法定時間外・法定休日労働時間の月平均を5時間以内とする。（次・女）

〈取組み〉

- 令和7年8月～ 勤怠システムの活用により、時間外労働時間を適切に把握し、時間外労働の多い職員には個別に働きかけを行う。
- 令和7年8月～ 時間外労働・休日労働の分析を行い、問題点及び対策を検討する。

目標③ 男性職員の育児休業取得率を50%以上にする。（次）

〈取組み〉

- 令和7年10月～ 育児休業及び子の看護休暇取得促進のためのパンフレット等を作成し、掲示等により周知する。

目標④ 子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができる（次）
「子ども参観日」を、計画終了期間までに各施設とも最低1回、実施する。

〈取組み〉

- 令和9年4月～ モデル「子ども参観日」実施要領等配布、各施設より「子ども参観日」実施計画書を提出
- 令和10年4月～ 実施後、月例報告会または広報誌等で報告、情報共有による未実施施設へのモチベーション向上を図り、開催を促し、全施設での開催を実現する。

令和7年8月1日 制定

社会福祉法人 元気村
理事長 神成 裕介